

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 現代的課題に挑戦する基盤となる先端的・創造的な高度教養教育の確立・展開

学生がグローバルリーダーの基盤となる人間性及びグローバルな視野を養い、専分野の基礎を確立し、大学院での新興・異分野融合研究を創造していくため、地球規模の現代的課題、サイバーセキュリティなど現代社会に必要なリテラシーの修得に多角的に取り組む授業科目群の開発・提供、高大接続から学士課程・大学院課程を見据えた授業科目の配置、情報通信技術 (ICT) の活用による学習方法の提供、学生相互による学習支援、グローバルリーダーを支えるキー・コンピテンシーの醸成をはじめとする学部初年次教育から大学院にわたる高度教養教育を確立・展開する。特に、アクティブ・ラーニングによる授業科目「展開ゼミ」の開講クラス数を平成 30 年度までに 90 クラスまで増加させる取組を進めるとともに、全学教育において ICT を利用する授業を 80 パーセントに引き上げる。(No. 1)

・【①-1】

No. 1 □ サイバーセキュリティに関する授業科目の開発への着手、情報通信技術 (ICT) 活用の基盤となる授業収録配信システムの設置とその収録準備などを進めるとともに、アクティブ・ラーニングによる授業科目「展開ゼミ」等における文化・芸術分野などの新たなクラス開講に向けた取組を開始するほか、学部・研究科の提案による高度教養教育科目の開発を進める。

②-1 学部専門教育の充実

学生がグローバルリーダーの基盤となる専門分野の基礎を確立するため、全ての課程で平成 29 年度からカリキュラムマップを導入・活用することにより教育プログラムの全学的構造化を図り、PBL (Project-Based Learning) 型授業等によるアクティブ・ラーニングの拡充、学生の学修時間の確保・増加、学生の自律的学習姿勢の強化のための学修成果の可視化などを通じた学部専門教育の充実化を進める。(No. 2)

・【②-1】

No. 2 □ 全ての課程で平成 29 年度からカリキュラムマップを導入できるよう準備を進めるとともに、能動型学習法の FD (Faculty Development) の企画・提供と PBL (Project-Based Learning) 型授業の拡充、授業収録配信システムの設置、学修レベル認定等による学修アウトカムの可視化などを進め、その効果を適時に検証する。

②-2 大学院教育の充実

グローバルな視野の下で、新しい価値を創造できる研究者等の養成並びに高度な専門的知識・能力及びその汎用性を持つ高度専門職業人の養成を図るため、明確な人材養成像の下で、研究科や専攻の枠を超えた幅広いコースワークに基づく学位プログラムの提供、産学のネットワークを活かした協働のカリキュラムの開発・実施、学位の質保証のための研究倫理教育と論文審査体制の整備などを通じた大学院教育の充実化を進める。(No. 3)

・【②-2】

No. 3 □ 時代のニーズに適合した大学院の教育カリキュラムの充実はもとより、博士課程教育リーディングプログラム、国際共同大学院プログラム、学際高等研究教育院の新領域の授業科目をはじめとする研究科や専攻の枠を超えた学位プログラムの提供を計画的に拡充するとともに、研究倫理教育の実施指針の策定を進める。

②-3 高度教養教育と専門教育との有機的連携

高度教養教育と専門教育との密接な連携の下で、学部・大学院の一貫した教育プログラムを実践し、多様なキャリアパス教育を進める。(No. 4)

・【②-3】

No. 4 □ 高度教養教育・学生支援機構と学部・研究科等と連携した教育プログラムの検討、学際高等研究教育院における異分野融合からなる新領域の教育の展開、イノベーション創発塾によるキャリアパス教育の実施などを進める。

②-4 厳正かつ適切な成績評価・学位審査の実施

成績評価・学位審査を厳正かつ適切に実施し、国際通用性を見据えた学位を保証するため、全学教育に関する PDCA サイクルを継続して運用するとともに、「博士学位論文提出のための指針」に基づく論文剽窃防止の取組を強化する。(No. 5)

・【②-4】

No. 5 □ 全学教育に関する PDCA サイクルを継続して運用し、全学教育科目における成績分布の点検・分析などを行うとともに、「博士学位論文提出のための指針」に基づく論文審査体制の整備や論文剽窃検出ツールの活用を進める。

②-5 社会人の学び直しの支援

社会人の学び直しに資するため、「アカデミック・リーダー育成プログラム」等の履修証明プログラム及び大学院の教育課程における社会人向けの実践的・専門的な教育プログラムを検討・実施し、社会人の学び直しの機会を提供するとともに、その活動を広く社会に発信する。(No. 6)

・【②-5】

No. 6 □ アカデミック・リーダー育成プログラムの充実をはじめ社会人向けの履修証明プログ

ラム等の企画・実施を進めるとともに、社会人の学び直しに資する活動情報を発信する。

②-6 世界を牽引する高度な人材の養成

世界を牽引する高度な人材の養成のため、学位プログラム推進機構の下で、スピントロニクス分野、データ科学分野をはじめとする海外の有力大学との協働による7つの「国際共同大学院プログラム」、産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための「博士課程教育リーディングプログラム」、異分野を融合した新しい研究分野で世界トップレベルの若手研究者を養成する学際高等研究教育院の教育プログラム等を実施する。(No. 7) (戦略性が高く意欲的な計画)

・【②-6】

No. 7 □ 国際共同大学院プログラムについては、スピントロニクス分野に加え、環境・地球科学分野の教育を開始し、データ科学分野及び宇宙創成物理学分野の教育の準備を着実に進め、博士課程教育リーディングプログラムについては、中間評価等を踏まえた教育内容の改善・充実を継続的に行い、学際高等研究教育院については、継続的に世界トップレベルの若手研究者養成のための教育プログラムを実施するとともに、学生支援の在り方についても検討する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 教養教育の実施体制等の整備・充実

全学的教育・学生支援体制として構築した高度教養教育・学生支援機構と部局等との緊密な協働の下で、大学 IR (Institutional Research) 機能の活用及び教育実践に関する開発・実施を一体的に進め、全学的教学マネジメントを展開する。(No. 8)

・【①-1】

No. 8 □ 高度教養教育・学生支援機構(教育評価分析センター)において教員の教育活動に関するデータや学生の学力に関するデータの収集・分析を行い、部局等にもそれを提供して教育実践に関する課題の整理・検討を進める。

①-2 多様な教員構成の確保

教員の多様性を確保するため、外国人教員等の増員、年齢構成、ジェンダーバランス、実務経験等にも配慮した適切な教員配置を進める。(No. 9)

・【①-2】

No. 9 □ 教員の多様性を確保するためのキャリアオプション、処遇措置等の学内外への周知を行うとともに、学部・大学院英語コース及び全学教育外国語科目を担当する外国人教員の増員配置を行う。

①-3 国際通用性の高い教育システムの開発

学生の学ぶ意欲を刺激する国際通用性の高い教育システムを構築するため、平成 28 年度からの全学部入学者への GPA(Grade Point Average)制度の適用及び全授業科目のナンバリングの活用、第 3 期中期目標期間中早期からのクォーター制を活かした学事暦の柔軟化について、順次実施する。(No. 10)

・【①-3】

No. 10 □ 平成 28 年度からの全学部入学者への GPA(Grade Point Average)制度の適用及び全授業科目のナンバリングの活用を行うとともに、学事暦の柔軟化における様々な制約条件を熟慮した時間割編成モデルを検討する。

①-4 教育の質の向上方策の推進

組織としての PDCA サイクル及び授業科目等に対する授業担当教員の PDCA サイクルを通じて教育の質の向上を図る改善活動を継続的に推進するため、学生による授業評価結果の授業改善活動への活用、授業科目のマネジメントを行う担当責任者に対する FD(Faculty Development)の年 2 回以上の実施などの取組を進める。(No. 11)

・【①-4】

No. 11 □ 教育の質の改善活動に学生による授業評価結果等を具体的かつ継続的に活用していくとともに、全学教育科目授業実践記録 Web システムの記録を活用した教育プロセスの検証及び有意義な実践情報の共有化に加え、全学教育の FD・部局独自の FD はもとより授業科目マネジメントを担う者で構成される学務審議会委員長会議の FD を少なくとも 2 回開催する。

①-5 教育関係共同利用拠点の機能強化

教育関係共同利用拠点として大学教育全体の多様かつ高度な教育の展開に寄与するため、本学が有する人的・物的資源の有効活用を図り、平成 32 年度までに教員の専門教育指導力を育成するプログラムの新規開発・提供を行うとともに、食と環境のつながりを学ぶ講義・実習の改善、海洋生物学の素養を備えた人材を育成する臨海実習の拡充など、他大学等へ提供する共同利用プログラムの強化を進める。(No. 12)

・【①-5】

No. 12 □ 教職員の組織的な研修等の共同利用拠点(高度教養教育・学生支援機構)においては、教員の専門教育指導力を育成するプログラムの開発体制の整備を開始し、食と環境のつながりを学ぶ複合生態フィールド教育拠点(川渡フィールドセンター)においては、最新の研究成果や「農業・農村の復興」の視点を加えたフィールド講義・実習プログラムの充実を進め、海洋生物を活用した多面的グローバル教育推進共同利用拠点(生命科学研究科附属浅虫海洋生物学教育研究センター)においては、国際臨海実習定期開催に向けた準備等を進める。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①-1 学生への経済的支援制度の拡充と学生寄宿舎の整備・充実

学生への経済的支援を強化するため、本学独自の奨学金制度等を拡充するとともに、国際的な環境の中で多様な価値観・文化を尊重しつつ自己を確立する場として、日本人学生と外国人留学生の国際混住型学生寄宿舎(ユニバーシティ・ハウス)の定員を対平成27年度比で2倍を目途に整備・拡充を進める。(No. 13)

・【①-1】

No. 13 □ 成績優秀者等に対する本学独自の奨学金制度による経済的支援や東日本大震災に伴う被災学生に対する経済的支援を実施し、更なる拡充策も検討を進めるとともに、応急学生寄宿舎の国際混住型学生寄宿舎(ユニバーシティ・ハウス)へのリニューアルを進め、ユニバーシティ・ハウスにおける入居者交流イベント等を企画・実施する。

①-2 安心して健康な学生生活支援の取組強化

全ての学生が安心して健康な学生生活を送ることができる環境を確保するため、発達障害、身体障害等の障害のある学生に対する支援措置の充実・強化を進めるとともに、ハラスメント対策の強化及びメンタルケア体制の拡充を進める。(No. 14)

・【①-2】

No. 14 □ 障害のある学生に対する支援措置については、キャンパスバリアフリーマップの作成・配布、ピアサポーターの養成のほか、限られた財源の中でも障害のある学生に配慮したキャンパス環境の整備を順次進めるとともに、ハラスメント対策及びメンタルケアを担う相談員の研修を複数回開催するなどサポート体制の強化を進める。

①-3 進学・就職キャリア支援の推進

学生への進学・就職支援を強化するため、業界研究セミナー・大学院進学セミナー・キャリア形成ワークショップ等の体系的提供、学部初年次からの一貫したキャリア指導など全ての学生及び博士研究員(ポスドク)に対する総合的な就職キャリア支援の取組を推進するとともに、学生の博士後期課程への進学を支援するため、企業等との組織的連携を更に進めて「イノベーション創発塾」等を継続・拡充する。(No. 15)

・【①-3】

No. 15 □ 業界研究セミナーをはじめとする年間のキャリア支援プログラムの体系的な策定・提供、首都圏における学生の就職活動拠点の確保などの取組を進め、学生の意見を反映した改善措置を検討するとともに、博士後期課程の学生や博士研究員(ポスドク)を対象とするイノベーション創発塾によるキャリアパス教育を継続して実施する。

①-4 課外活動支援の拡充

学生が人間関係を育み、社会性を身に付ける上で有用な課外活動を支援するため、「全学的教

育・厚生施設整備計画」に基づく運動場の人工芝化等の施設環境の整備、全学的な応援への取組、表彰制度の整備等を進める。(No. 16)

・【①-4】

No. 16 □ 課外活動の施設については、全学的教育・厚生施設整備計画に基づき既存の施設を点検の上、その更なる有効活用と新青葉山キャンパスの整備事業の進捗に応じた施設整備を検討し、学生表彰制度については、その在り方の再点検を開始し、学生の震災ボランティア活動については、引き続き支援を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

①-1 学生募集力の向上

東北大学進学への募集活動を強化するため、教育内容・進路状況・研究成果等の情報提供を促進し、説明会・オープンキャンパス・移動講座等を開催するとともに、優秀な外国人留学生を受け入れるため、英語ウェブページによる発信力の強化、海外拠点を利活用したリクルート活動等を展開する。(No. 17)

・【①-1】

No. 17 □ 学生募集力強化については、入試センターのウェブサイトのリニューアル、進学説明会開催の対前年度比増加などの取組を進めるとともに、海外拠点を利活用した外国人留学生のリクルート活動については、海外の状況を踏まえた活動方法を検討の上、それを実行する。

①-2 アドミッションポリシーに適合する入学者選抜方法の改善

多様な学生の確保を目指したアドミッションポリシーに適合する学生を確保するため、30パーセントを目指したA0入試による入学定員の拡大、国際バカロレア入試や日本人学生を対象に英語で学習するためのグローバル入試等の導入、TOEFL等の外部試験の入試への活用をはじめとする入学者選抜方法の継続的な点検・改善を進めるほか、国際学士コースについては、海外拠点の利用を含む海外現地入試を引き続き行うとともに、海外における教育課程を踏まえた柔軟な入学者選抜方法の改善を継続的に進める。(No. 18) (戦略性が高く意欲的な計画)

・【①-2】

No. 18 □ A0入試による入学者の追跡調査・分析を行いながら定員の22パーセント程度の拡大を目指すとともに、国際バカロレア入試及び日本人学生を対象に英語で学習するグローバル入試を準備が整った学部から導入するなど、A0入試以外の多面的・総合的入試を企画・実施していくほか、国際学士コースの海外現地入試を継続して行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 長期的視野に立脚した基礎研究の充実

イノベーションの源泉となる基礎研究の重要性及び基礎研究・応用研究の不可分性に照らし、研究者の自由な発想による独創性のある研究を支援・推進する。(No. 19)

・【①-1】

No. 19 □ 研究推進本部 URA センターによる世界の研究動向と本学の研究力の分析情報に基づく支援をはじめとする本部・部局による長期的視野に立った基礎研究の支援を検討し、必要に応じてその支援を実施・拡充するほか、研究者の研究時間確保に向けての検討を行う。

①-2 世界トップレベル研究の推進

世界トップレベルの研究拠点の形成・展開を図るため、世界をリードする研究を重点的に推進し、被引用度の高い論文数を対平成 27 年度比で 20 パーセント以上増加させ、世界 50 位以内に入る研究領域を拡大する。(No. 20)

・【①-2】

No. 20 □ 研究推進本部 URA センターの分析情報とともに、東北大学 IR 室の機能も活用し、本学の強み・特色を最大限に活かした世界をリードする特定研究領域の活動を推進して、被引用度の高い論文数を対平成 27 年度比で増加させることを目指す。

①-3 国際的ネットワークの構築による国際共同研究等の推進

本学におけるスピントロニクス、材料科学等の分野の強み・特色を最大限に活かし、国際競争力の一層の強化を図るため、国際水準の大学・研究機関等との学術ネットワークの充実、海外拠点の利活用、世界最高水準の外国人研究者の招へい等を進め、最先端の国際共同研究を推進し、国際共著論文数を対平成 27 年度比で 20 パーセント以上増加させるとともに、国際会議の主催・招待講演等を通じて研究成果の発信を行う。(No. 21)

・【①-3】

No. 21 □ 国際水準の大学・研究機関等との学術ネットワークを活用し、国際共同研究に向けた研究者交流の促進、国際会議の主催や招待講演等を通じた研究成果の発信などのほか、部局評価指標への国際共著論文数の組入れによるインセンティブの付与を行う。特にスピントロニクス分野においては、ノーベル賞受賞の外国人研究者を招へいし、最先端の国際共同研究を推進する。

②-1 経済・社会的課題に応える戦略的研究の推進

経済・社会的ニーズと大学の多様な研究シーズを組み合わせ、エネルギー・資源の確保、超高齢社会への対応、地域の復興・新生、安全・安心でかつ持続可能な社会の実現など経済・社会的課題に応える戦略的研究を推進する。(No. 22)

・【②-1】

No. 22 □ 研究推進本部 URA センターによる情報収集・分析・提供機能の更なる充実を図り、経済・社会的ニーズと大学の多様な研究シーズの組合せを行うとともに、経済・社会的課題

に応える学際研究重点拠点形成を実施する。

②-2 イノベーション創出を実践する研究の推進

産学が開かれた知の共同体を形成し、ナノテクノロジー・材料、ライフサイエンス、情報通信、環境、エネルギー、ものづくり、社会基盤等に関する世界最高水準の独創的着想に基づく研究を推進するため、企業等との共同研究数を対平成 27 年度比で 20 パーセント以上増加させるとともに、共同研究講座・共同研究部門を 2 倍に増加させ、イノベーション創出プログラム(COI STREAM)及び国際集積エレクトロニクス研究開発センターに代表される大型産学連携研究を拡充する。(No. 23)

・【②-2】

No. 23 □ 産学連携研究を支援・推進する施策の点検・改善を適時に実行し、企業等との共同研究数を対平成 27 年度比で増加させることを目指すとともに、イノベーション創出プログラム(COI STREAM)及び国際集積エレクトロニクス研究などの取組を参考に、大型産学連携テーマを提案する仕組みを構築する。

②-3 トランスレーショナルリサーチの促進

生命科学・医工学分野の基礎研究成果の実用化を促進するため、メディカルサイエンス実用化推進委員会等が中心となって全学の研究シーズ登録数を第 3 期中期目標期間中に 250 件以上に増加させるとともに、トランスレーショナルリサーチ(基礎から臨床への橋渡し研究)を推進し、大学発の革新的な医薬品及び医療機器の開発シーズの実用化を進展させる。(No. 24)

・【②-3】

No. 24 □ メディカルサイエンス実用化推進委員会等が中心となって、日本医療研究開発機構(AMED)事業における革新的医療技術創出拠点プロジェクトによる開発シーズ登録数を対平成 27 年度比で 10 件以上増加させることを目指すとともに、トランスレーショナルリサーチの推進を担う人材育成の充実を進める。

③-1 新たな研究フロンティアの開拓

社会にインパクトある研究を推進するため、細分化された知を俯瞰的・総合的に捉える場を形成し、本学が強みを有する研究・技術要素の一層の強化及びその統合・システム化などの取組を進め、新規研究領域を継続的に開拓して、新興・融合分野研究への挑戦を重点的に支援する。(No. 25)

・【③-1】

No. 25 □ これまで継続してきた学際研究重点プログラムに加え、新興・融合分野など新たな研究領域を開拓する学術的インパクト研究群、経済・社会的課題に応える戦略的研究を推進する社会的インパクト研究群から構成される学際研究重点拠点(3 拠点以上)を学内に設置するとともに、新規研究領域を継続的に開拓する体制の整備を検討する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 多彩な研究力を引き出して国際競争力を高める環境・推進体制の整備

戦略的視点から革新的かつ創造的な研究プロジェクト等を企画・推進するため、リサーチアドミニストレーター(URA)機能の強化など全学的視点から研究推進体制の充実を進めるほか、国際リニアコライダー(ILC)、中型高輝度放射光施設などイノベーションの基盤となる最先端の研究施設の東北地方への誘致活動について寄与する。(No. 26)

・【①-1】

No. 26 □ リサーチアドミニストレーター(URA)の全学的連携を図り、戦略的視点から部局の研究活動状況の把握・分析を進めるとともに、国際リニアコライダー(ILC)、中型高輝度放射光施設などの研究施設の東北地方への誘致活動に寄与する。

①-2 世界をリードする優れた研究者等の確保

ワールドクラスの研究者や必要な人材を国内外から産業界を含め広く確保するため、適切な業績評価による処遇反映の仕組みを整備・活用することにより、対平成 27 年度比で適用例 2 倍増を目指したクロスアポイントメント制度及び年俸制適用率 30 パーセント以上を目指した年俸制の活用を促進する。(No. 27)

・【①-2】

No. 27 □ 人材確保をめぐる環境を踏まえて業績評価による処遇反映の仕組みの点検を行い、必要に応じて所要の改善を行うとともに、クロスアポイントメント制度については、国内の学術機関に加え、国外の学術機関及び国内外の企業等との間の適用の検討を開始して、対平成 27 年度比でその適用例を 2 件増加させることを目指し、年俸制については、本学独自のインセンティブ機能を有する承継枠年俸制度の活用及び特別招聘プロフェッサー制度の周知による活用を進め、年俸制全体の適用率 30 パーセント以上を目指す。

①-3 優れた若手・女性・外国人研究者の積極的登用

優れた若手・女性・外国人研究者が活躍する研究基盤を構築するため、自立的な研究環境の提供を前提とした国際公募による学際科学フロンティア研究所における 50 名程度の若手研究者のポストの確保、人件費の適切なマネジメントによる全学で 50 名程度の若手研究者ポストの確保、女性研究者の対平成 27 年度比で 50 パーセント以上の増員を目指した女性研究者支援の取組の加速化のほか、外国籍教員の対平成 27 年度比で 30 パーセント以上の増員及び新たに採用する教員の 1 割以上のテニュアトラック制の適用を進める。(No. 28)

・【①-3】

No. 28 □ 自立的な研究環境の提供を前提とした国際公募による学際科学フロンティア研究所における 50 名程度の若手研究者のポストの確保、「東北大学における男女共同参画推進のための行動指針」に基づく女性研究者支援措置を順次実行するとともに、外国人研究者への支援措置の検討などを進める。

①-4 技術系研究支援者のキャリア形成の促進

多彩で高度専門性を有する技術系研究支援者のキャリア形成を促進するため、専門分野間の技術交流・人事交流及び海外研修を含む先進的な技術開発等に関する研修を通じて、意欲を持って継続的に成長できる就業環境を提供する。(No. 29)

・【①-4】

No. 29 □ 全学的な技術支援体制の構築と並行して、総合技術部の組織を活用した専門分野間の技術交流・人事交流の定期的実施、東北地区国立大学法人等技術職員研修の開催、短期の海外研修や技術英語セミナーの実施のほか、職務遂行意識の高揚を図る総長表彰制度を創設する。

②-1 世界最高水準の最先端研究機構群の設置

本学の総力を挙げて最先端研究に取り組むため、高等研究機構に設置した物質・材料分野(原子分子材料科学高等研究機構)の強化を着実に進め、高等研究機構に新たな分野・研究組織等を順次整備して、世界最高水準の研究環境及び研究支援体制を構築・拡充するとともに、高等研究機構と研究科・附置研究所等との有機的な連携を促進する。(No. 30)

・【②-1】

No. 30 □ 高等研究機構に設置した物質・材料分野(原子分子材料科学高等研究機構)における関係部局との連携による強化を進めるとともに、世界最高水準の研究環境及び研究支援体制の構築・拡充に向けた施策を立案し、それを順次実施する。

②-2 グローバルな連携ネットワークの発展

国際的な頭脳循環を促進するため、海外拠点・リエゾンオフィス等の戦略的な整備・活用、これまで築いてきたネットワークの連携強化、海外ベンチマーク大学への若手研究者の派遣(延べ80名以上)、リサーチレセプションセンターによる訪問者の支援、世界トップクラスの研究者を招へいする「知のフォーラム」事業の推進(年平均3件以上)等を通して、グローバルな連携ネットワークを発展させる。(No. 31)

・【②-2】

No. 31 □ 東南アジア地区及びロシア極東地区における海外拠点設置に向けた準備、海外ベンチマーク大学への若手研究者の派遣(10名程度)、リサーチレセプションセンターによる訪問者の支援措置の充実化に向けた検討、「知のフォーラム」事業の継続的实施(3件程度)等を通して、グローバルな連携ネットワークの強化を進める。

②-3 附置研究所等の機能強化

附置研究所等が学術研究の動向や経済社会の変化に対応しながらその機能を十分に発揮し、高い研究水準を維持する学術研究の中核研究拠点としての使命を遂行するため、研究支援体制

の充実など業務運営の更なる強化を進める。(No. 32)

・【②-3】

No. 32 □ 各附置研究所等は、我が国の学術研究を先導する中核研究拠点として、推進する研究領域や業務運営を適時に点検・見直しの上、必要に応じて所要の改善・充実・高度化を行い、優れた研究成果を体系的に発信して、その拠点機能の強化を進める。

②-4 共同利用・共同研究拠点の機能強化

共同利用・共同研究拠点が大学の枠を超えて学術研究の中核として全国的な研究レベルの向上に寄与するとともに本学の強み・特色の重点化にも貢献するため、材料科学、情報通信、加齢医学、流体科学、物質・デバイス科学、計算科学、電子光理学等の強みを活かして、国内外の研究機関との連携をはじめとする開かれた共同利用・共同研究の組織的推進など業務運営の更なる強化を進める。(No. 33)

・【②-4】

No. 33 □ 各共同利用・共同研究拠点は、材料科学、情報通信、加齢医学、流体科学、物質・デバイス科学、計算科学、電子光理学等のそれぞれの強みを活かして、運営委員会等の意見を踏まえて必要に応じて国内外の研究機関との連携など所要の改善・充実・高度化を行い、利用実績や優れた研究成果を体系的に発信して、その関連研究分野の中核拠点機能の強化を進める。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①-1 世界標準の産学連携マネジメントの推進

大学の研究成果を企業等と連携したイノベーション創出につなげるため、世界標準の産学連携マネジメントを推進する産学連携機構の整備・充実を進めるとともに、組織的産学連携を促進するプレマッチングファンド制度の拡充、「産学連携特区(仮称)」制度の構築、「共同研究講座・共同研究部門」の対平成 27 年度比で 2 倍増、人文社会科学分野の積極的な参画による産学連携に関する政策提言機能の整備、産学連携マネジメントを担う高度人材の実践的な育成プログラムの構築等を通じて、産学間のパートナーシップを進める。(No. 34)

・【①-1】

No. 34 □ 産学連携機構の部門別機能の点検・強化、プレマッチングファンド制度の効果の検証とそれに基づく組織的連携先の拡充、「産学連携特区(仮称)」の制度化の検討、産学連携マネジメントを担う高度人材の人材像の検討などを進めるほか、共同研究講座・共同研究部門を対平成 27 年度比で 1 割以上増加させることを目指す。

②-1 社会連携活動の全学的推進

大学と社会をつなぐ窓口機能及び本学の学生・教職員による積極的な社会連携活動の支援機

能の強化を図り、国・自治体・企業等との連携を更に促進し、社会の課題解決、地域活性化、政策立案等の社会ニーズを捉えた取組を進める。特に、東日本大震災を経験した総合大学としての知見と経験を活かして、宮城県・福島県の小学生を対象に実施している減災教育を継続・拡充するなど地域の防災・減災活動の取組を進める。(No. 35)

・【②-1】

No. 35 □ 社会連携活動の全学的推進体制の点検・整備に着手し、学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパス公開講座の開講など社会のニーズを捉えた取組を進める。特に、東日本大震災を経験した総合大学としての知見と経験を活かして、宮城県・福島県の小学生を対象として実施している減災教育事業を岩手県に拡大する。

②-2 知縁コミュニティの創出・拡充への寄与

本学の施設、学術資源等を広く活用しつつ、サイエンスカフェやリベラルアーツサロンなどの市民の知的な関心を受け止め、支え、育んでいける教育研究活動等を継続・拡充するとともに、自治体・メディア等との連携により地域の文化創造・交流の中核となる取組を進める。(No. 36)

・【②-2】

No. 36 □ 市民の声を受け止め、サイエンスカフェやリベラルアーツサロンを継続実施するとともに、地下鉄東西線の開業（平成 27 年 12 月）によりアクセスが飛躍的に向上した東北大学百周年記念会館等本学の施設、学術資源等を活用した文化創造・交流の中核となるイベントを企画・実施する。

4 災害からの復興・新生に関する目標を達成するための措置

①-1 東北大学復興アクションの着実な遂行

東日本大震災からの復興・新生に資する成果を創出するため、災害復興新生研究機構と部局等との協働の下で、被災地域の課題を踏まえ、地域の特色や資源を活用した研究・人材育成・新産業創出等の取組を継続的に推進し、それらの活動を国内外に発信する。(No. 37)

・【①-1】

No. 37 □ 災害復興新生研究機構の機能の点検・強化を図り、部局等との協働の下で、当該機構によるコミットメント型プロジェクト(8 重点プロジェクト)及び構成員提案型プロジェクト(復興アクション 100+)を継続的に推進し、その成果をシンポジウム、ウェブサイト、刊行物等により国内外に発信する。

①-2 復興に長期を要する被災地域への貢献

福島第一原子力発電所の事故により復興に長期を要する被災地域の再生のため、廃炉・環境回復の分野をはじめとするこれまでの取組等を活用する。(No. 38)

・【①-2】

No. 38 □ 廃炉を安全かつ着実に遂行する中核人材を育成する原子炉廃止措置工学プログラムを実施し、その第一期修了生を輩出するとともに、廃炉分野の基礎・基盤研究の拠点形成に向けた全学組織を設置するほか、地域中小企業の若手経営者等を育成する地域イノベーションプロデューサー塾及び地域イノベーションアドバイザー塾のサテライト校の福島県内設置などの取組を進める。

②-1 科学的知見に基づく国際貢献活動

東日本大震災で得られた教訓・知見を世界各国の課題解決に資するため、これまで築いてきた国内外の連携ネットワークを活用し、新たな防災・減災技術の開発、震災アーカイブ・災害統計データの集積・提供、バイオバンク固有の問題解決とメディカル・メガバンク先進モデルの提供、海洋生物資源の保全・活用などの科学的知見による開かれた貢献活動を展開する。
(No. 39) (戦略性が高く意欲的な計画)

・【②-1】

No. 39 □ 国連開発計画 (UNDP) 等と連携して災害科学国際研究所に設置した災害統計グローバルセンターにおいて災害統計データの定義・集積を進めるとともに、東北メディカル・メガバンク機構における 15 万人規模のバイオバンクの完成、太平洋学術会議における東北マリンサイエンス拠点形成事業 (TEAMS) で得られた科学的知見の発信などの活動を展開する。

5 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

①-1 国際競争力向上に向けた基盤強化

国際競争力向上に向けた基盤強化を図るため、国際連携推進機構と部局等との協働の下で、海外拠点の整備・利活用、国際交流サポート体制の強化をはじめとする国際化環境整備を推進する。(No. 40)

・【①-1】

No. 40 □ 国際連携推進機構と部局等との協働の下で、海外拠点の機能強化に向けた検討を開始し、可能なものから順次実施するとともに、在留資格認定証明書 (COE) Web 申請システムの全学運用開始など国際交流サポート体制の整備を進める。

①-2 国際発信力の強化

国際発信力を強化するため、英語による全学的広報業務を担う専任スタッフを拡充し、クオリティーの高い情報コンテンツの実現とウェブページ、ソーシャルメディア等の活用により受け手に応じた適切な情報発信を推進するとともに、海外拠点、コンソーシアム等を活用し多様な機関等との連携による情報発信体制を強化するほか、海外の同窓会との連携、国際シンポジ

ウムの開催・招致などの取組を強化する。(No. 41)

・【①-2】

No. 41 □ 国際広報推進体制の強化に向けた検討・整備と並行して、受け手に応じた情報発信ツールの検討を行い、可能なものから順次実施するとともに、国際的なコンソーシアム会議等の主催・参加などを通じた国際的な認知度を高める情報発信を検討し、それを実行する。

①-3 グローバルネットワークの形成・展開

教職員・学生の国際流動性の向上及び教育・研究における国際連携推進に資するグローバルネットワークの戦略的強化のため、海外拠点・学術交流協定校の拡充及びコンソーシアムの更なる活用を進める。(No. 42)

・【①-3】

No. 42 □ 国際連携推進機構と部局等との協働の下で、東南アジア地区及びロシア極東地区における海外拠点設置に向けた準備、特にタイにおける共同事務所の設置を先行して目指すとともに、戦略的な学術交流協定校の拡充を継続して進めるほか、世界トップクラスの大学・研究機関等が参加するコンソーシアムにおいて認知度向上と人的ネットワークの強化を進める。

②-1 外国人留学生の戦略的受入れと修学環境の整備

第3期中期目標期間中に通年での外国人留学生を3,000人に拡大するため、これまでの実績を活かして重点的な地域・分野・プログラム等を内容とする留学生受入れ戦略を基に、教育プログラムの充実、留学生の支援措置の拡充など就学環境の更なる整備を進める。(No. 43)

・【②-1】

No. 43 □ 通年での外国人留学生を2,300人以上に拡大することを目指して、これまでの実績を活かした重点的な地域・分野・プログラム等を内容とする留学生受入れ戦略に沿って、英語で単位修得が可能なコース、短期受入れプログラム等を充実させるとともに、日本語学習支援や各種奨学金支給などの就学環境の整備を進める。

②-2 本学学生の海外留学と国際体験の促進

3期中期目標期間中に単位取得を伴う海外留学体験学生を年間1,000人に拡大するため、入学前海外研修プログラム、短期海外研修プログラム(スタディアブロードプログラム)、協定校交換留学プログラム、研究型海外研鑽プログラム等を実施するとともに、海外留学・海外インターンシップの促進体制の更なる整備を進める。(No. 44)

・【②-2】

No. 44 □ 単位取得を伴う海外留学体験学生を年間600人以上に拡大することを目指して、入学前海外研修プログラム、短期海外研修プログラム(スタディアブロードプログラム)、協定校交換留学プログラム等を継続実施するとともに、新たに人文社会科学系の大学院生を

対象とした研究型海外研鑽プログラムの企画・策定を進める。

②-3 異文化の理解と実践的なコミュニケーション能力の養成

グローバルに活躍できる人材の育成のため、言語や文化の異なる多様な人々と協調しつつ自己の主張を的確に相手に伝え問題解決に導く高度なコミュニケーション能力を涵養できる教育プログラムを開発・展開するとともに、英語をはじめとする語学教育を強化する。(No. 45)

・【②-3】

No. 45 □ 東北大学グローバルリーダー育成プログラム(TGL プログラム)の国際共修授業等の継続実施、全学教育科目におけるグローバルマインドを醸成する授業科目群の開発に向けた検討などを進めるとともに、TOFEL ITP テストの全学部1・2年生の受験、学生ニーズを受け止めた新たな外国語クラスの検討などを進める。

③-1 国際通用性の向上

スーパーグローバル大学創成支援「東北大学グローバルイニシアティブ構想」事業の目的達成に向けて、総長を本部長とする推進本部の下で、平成35年度中に国際コース設置率を75パーセントに拡大する等の教育プログラムの国際通用性の向上、国際共同大学院プログラムをはじめとする国際連携による教育力強化、教員の多様性・流動性の向上及び学生の多様性・流動性の向上を進める。(No. 46)

・【③-1】

No. 46 □ 総長を本部長とする推進本部の下で、英語で学位取得可能なコース(FGL プログラム)の情報発信を集中的に実施することと並行して国際コースの拡充施策を検討するとともに、スピントロニクス分野に加え、環境・地球科学分野でも国際共同大学院プログラムによる教育を開始して、国際連携による教育力強化を進める。

③-2 先端的教育研究クラスターの構築

本学を中核とする「知の国際共同体」を形成する先端教育研究クラスターを構築するため、スピントロニクス分野、データ科学分野をはじめとする7つの国際共同大学院の設置及び「知のフォーラム」事業の実施を両輪とする取組を推進する。(No. 47)

・【③-2】

No. 47 □ 国際共同大学院については、スピントロニクス分野に加え、環境・地球科学分野で開設し、データ科学分野及び宇宙創成物理学分野でも平成29年度から教育を開始できるよう準備を進めるとともに、「知のフォーラム」事業については、著名研究者の招へいを引き続き行い、継続実施する。

③-3 外国人教員等の増員

3 期中期目標期間中に外国人教員等を 1,000 人以上に拡大するため、柔軟な人事・給与システムの運用や受入れ環境の整備を進め、外国人教員等の組織的・戦略的雇用を促進する。(No. 48)

・【③-3】

No. 48 □ 特別招聘プロフェッサー制度をはじめ人事・給与システムの柔軟な運用を図り、外国人教員等を 900 人以上に拡大することを目指す。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

①-1 国際的病院機能を目指した設備・機能の整備

国際的拠点病院として機能するため、病院広報の国際化及び外国人患者診療体制の整備を進めるとともに、医療・医学教育・医学研究に関して諸外国、特にアジア各国の先端医療拠点病院と連携して人材交流を進める。(No. 49)

・【①-1】

No. 49 □ 病院広報ホームページ(英語版)のアクセス件数等の分析に基づく内容の点検・充実化、モバイル通訳システムの導入による患者対応の多言語化を進めるとともに、遠隔会議システムを活用した諸外国の病院との研究会・症例検討会等を実施する。

①-2 より安定した経営基盤の確立

より安定した経営基盤を確立するため、収支バランスの継続的モニタリング及び詳細な経営分析・評価を行うとともに、新中央診療棟の整備、重点診療部門への投資等により収益の増加、経費削減等により経営の効率化を進める。(No. 50)

・【①-2】

No. 50 □ HOMAS2(国立大学病院向け管理会計サービス)の導入・活用による収支バランスの継続的モニタリング、経営分析・評価及び診療報酬改定への対応を行うとともに、新中央診療棟の完成に向けた手術室・ICUの安定稼働に関する検討、ジェネリック薬品の使用割合の向上、医療材料価格の削減努力等による経費率の低減方策を進める。

①-3 社会の要請に応える医療人の養成及び病院機能の強化

卒前教育と卒後教育が一体となった魅力ある教育を通じて高度な知識・技能・人格を兼ね備えた専門医療人を育成し、社会・地域の医療に貢献するとともに、リーディングホスピタルとして高度急性期医療及び先端医療の充実化を進める。(No. 51)

・【①-3】

No. 51 □ 宮城県医師育成機構との共催による海外短期研修、多職種の医療従事者に対するシミュレータを用いたトレーニング、先端医療技術トレーニングセンターを活用した外科手法トレーニングなどを実施するとともに、「新たな専門医の仕組み」に基づく基幹型専門研修プログラムの整備を進め、平成 29 年度の専門医の募集を開始する。

①-4 医療安全及び医療の質の向上

先端医療・臨床研究の安全性・品質を担保するため、倫理教育プログラムの充実、研究支援・モニタリング体制の整備など組織としての管理体制を一層強化するとともに、医療の質の向上のため、医療安全推進室を強化し、定期的に第三者の機能評価を受審する。(No. 52)

・【①-4】

No. 52 □ 「大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォースを踏まえた特定機能病院の承認要件等の見直し」に対応した医療安全体制の整備を計画的に進めるとともに、臨床研究の品質を担保する講習会等を開催し、モニタリング体制等の整備を進める。

①-5 医薬品・医療機器開発に向けた体制強化

先進医療及び臨床試験の実施により新たな医療を提供するとともに他機関等との連携による薬品・医療機器開発を促進するため、臨床研究推進センターの体制強化を図り、第3期中期目標期間中に10件以上を目標とする研究成果の実用化の支援を展開する。(No. 53)

・【①-5】

No. 53 □ 臨床研究推進センターの体制を点検するとともに、日本医療研究開発機構(AMED)事業における革新的医療技術創出拠点プロジェクトによる医薬品・医療機器開発に基づく成果の実用化に向けた段階的なフェーズ管理を着実に実施するため、基礎研究から臨床応用を目指した開発シーズの棚卸しを行う。

(3) 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標を達成するための措置

①-1 研究成果の事業化の促進

認定特定研究成果活用支援事業者の株主としてのプログラムのパフォーマンスを図るため、出資事業推進委員会におけるモニタリングなどガバナンスの確保を図る取組を実施する。大学における技術に関する研究成果を事業化させるため、事業イノベーション本部を中心に24件程度の事業化支援を行い、認定特定研究成果活用支援事業者等の投資の対象候補として6件程度の育成を図る等の取組を実施する。大学における教育研究活動の活性化及びイノベーションエコシステムを構築するため、認定特定研究成果活用支援事業者等と連携し、ベンチャー育成・活用人材リソースネットワークの形成、20名程度の大学高度人材への実践的インターン制度の構築等の取組を実施する。地域における経済活性化に貢献するため、認定特定研究成果活用支援事業者、地方公共団体、地方経済界等と連携し、大学発ベンチャーの立地等の支援ネットワークの形成等の取組を実施する。(No. 54)

・【①-1】

No. 54 □ 出資事業委員会を半期に一度開催し、モニタリングなど内部統制マネジメントを実行する。事業イノベーション本部を中心に事業推進型共同研究、小規模育成支援制度等を活用し、6件程度の事業化支援を行い、認定特定研究成果活用支援事業者等の投資の対象候補として1件程度の育成を図る等の取組を実施する。認定特定研究成果活用支援事業者等

と連携し、リソースネットワーク形成に向けたリストアップ方針の策定及び大学高度人材への実践的インターン制度の検討を行う。認定特定研究成果活用支援事業者、地方公共団体、地方経済界等と連携し、大学発ベンチャーの立地等の支援ネットワークの形成構想の策定を開始する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 大学経営における明確な役割分担と最適化

大学が戦略をもって活動展開するため、本学構成員、経営協議会の学外委員、国際アドバイザリーボードなどの様々な意見を踏まえつつ、総長のリーダーシップを適切に発揮する体制の強化を図り、大学経営における役割・機能の分担の明確化・最適化を行う。(No. 55)

・【①-1】

No. 55 総長と部局・構成員・総長特別補佐等との間の意見交換の拡充、国際アドバイザリーボードの開催など総長の意思決定支援の強化を進めるとともに、理事等の適切な役割分担によるガバナンスの強化を継続して進める。

①-2 監事監査の円滑かつ適正な実施の確保

監事の機能強化に応じた職務執行の支援態勢を確保する措置を講ずるとともに、監事監査・モニタリングの結果を法人運営の改善に反映させる。(No. 56)

・【①-2】

No. 56 監事の職務執行の支援態勢(専任職員の配置、各種会議への陪席等)を確実に確保するとともに、監事の意見を中期計画・年度計画に反映するなど総長の責任において監事監査の結果等を踏まえた改善措置を実行する。

①-3 内部監査・モニタリング機能の強化

総長直属の内部監査体制の下で、内部統制システムのモニタリングを継続的に実施するとともに、本学独自の評価基準の作成及び評価の実施、リスク・コントロール・マトリクスの整備などを行い、リスク・課題の解決策を監査先と共に探り、自発的改善を促進する。(No. 57)

・【①-3】

No. 57 内部監査体制の点検を行い、内部統制システムのモニタリングを計画的かつ継続的に実施するとともに、本学の特性・リスク・課題に沿った独自の内部監査基準を策定する。

②-1 人事・給与システムの弾力化

本学の戦略的・機動的な大学経営と教育研究の高度化による更なる躍進のため、クロスアポイントメント制度適用例を対平成 27 年度比で 2 倍増、年俸制の適用率 30 パーセント以上などを目指した人事・給与システムの弾力化を推進する。(No. 58)

・【②-1】

No. 58 □ クロスアポイントメント制度については、国内の学術機関に加え、国外の学術機関及び国内外の企業等との間の適用の検討を開始して、対平成 27 年度比でその適用例を 2 件増加させることを目指し、年俸制については、本学独自のインセンティブ機能を有する承継年俸制度の活用及び特別招聘プロフェッサー制度の周知による活用を進め、年俸制全体の適用率 30 パーセント以上を目指す。

②-2 大学の教育研究活動及び経営を担う人材の確保・育成

大学の教育研究活動及び経営を担う人材の育成・高度化を図るため、各階層別の研修内容の実、TOEIC スコア 700 点以上の事務職員等の 100 名以上増員など職員の研修、良質なマンパワーの増強等を通じた人事マネジメントの改善を進める。(No. 59)

・【②-2】

No. 59 □ 役割期待の明確化に基づく階層別研修の実施、TOEIC スコア 700 点以上に結び付ける計画的な研修及び達成度評価の機会の付与、英語力が高い職員の戦略的・重点的配置についての検討を進める。

②-3 男女共同・協働の実現

次世代の学生の教育を担う機関として男女共同・協働を実現するため、「東北大学における男女共同参画推進のための行動指針」に基づく総合的・計画的な取組を推進し、第 3 期中期目標期間中に、女性教員比率を 19 パーセントに引き上げることを目指した採用等の取組及び管理職等(課長補佐級以上)の女性職員比率を 15 パーセントに引き上げることを目指した育成等の取組を強化する。(No. 60)

・【②-3】

No. 60 □ 「東北大学における男女共同参画推進のための行動指針」に基づく女性研究者支援措置を順次実行し、女性教員比率については、更なる向上策を検討し、13.5 パーセント以上を目指すとともに、管理職等の女性比率については、学内の管理職等における女性職員の現況を分析して育成を図り、8 パーセント以上を目指す。

③-1 安定した自己財政基盤の確立

規制緩和等を踏まえた学内規程等の見直しを積極的に行うことで自己収入の拡大を図るとともに、学内の予算・人的資源の状況を分析の上で長期財政計画を策定し、それに基づく学内資源の効果的・安定的な配分を実行する。(No. 61)

・【③-1】

No. 61 □ 規制緩和等を踏まえた学内規程等の見直しに着手するとともに、長期財政計画を策定し、それに基づく学内資源の効果的・安定的な配分の実行の在り方を検討する。

③-2 ミッションの再定義、部局評価等に連動する資源配分の実施

総長のリーダーシップの下、第2期中期目標期間中に実施した部局評価に基づく傾斜配分の実績等を踏まえ、ミッションの再定義等を踏まえた本学の強み・特色を活かした取組に総長裁量経費の重点投資を行うとともに、部局評価等と連動した資源配分を実施する。(No. 62) (戦略性が高く意欲的な計画)

・【③-2】

No. 62 □ 総長のリーダーシップの下、平成28年度国立大学法人運営費交付金の「学長の裁量による経費」については、ミッションの再定義等を踏まえた本学の強み・特色を活かした取組を推進する採択基準を設定してその重点投資を行うとともに、本学で研究科長等裁量経費として積算する財源の一部については、グローバルな視点で本学の強み・弱みに基づく評価指標を提示して実施する部局評価の結果を反映させてその配分を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①-1 教育研究組織の点検・見直し

大学の機能強化を図るため、大学をめぐる環境を踏まえた教育研究組織の点検を不断に行うことができる体制を整備し、その点検の結果に基づき、必要に応じて、組織・入学定員の見直しなど、柔軟かつ機動的な組織改革を実行する。法科大学院については、「公的支援の見直しの強化策」を踏まえ、東北地方における法曹養成機能、司法試験の合格状況、入学者選抜状況等を考慮の上、質の高い教育提供とともに入学定員規模の点検等を行う。(No. 63)

・【①-1】

No. 63 □ 東北大学 IR 室の情報に加え、本学における評価機能を担う組織の情報も活用した教育研究組織の点検を不断に行うことができる体制を整備し、その点検の結果に基づき、必要に応じて、組織・入学定員の見直しなどを実行する。法科大学院については、法曹関係者への地域のニーズを踏まえた先端的知識を提供する講座の開講を通じた継続教育、入学者選抜方法の改善や学生募集の強化などを進め、質の高い教育を継続して提供するとともに、「公的支援の見直しの強化策」に基づく取組を立案・実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 効率的かつ効果的な事務等の構築・機能強化

効率的かつ効果的な事務等の構築及び機能強化を図るため、恒常的な業務点検・調査検討体制の再整備を行い、事務業務のスリム化・集約化・システム化を更に推進する。(No. 64)

・【①-1】

No. 64 □ 恒常的な業務点検・調査検討体制の再整備を行い、業務運営改革プロジェクトによる旅費業務の電算化などの施策を計画的に実施し、その効果の検証を実施するとともに、更なる事務等の機能強化に向けたアイデアを引き出す仕組みを検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 外部研究資金の拡充

外部研究資金の拡充を図るため、リサーチアドミニストレーター(URA)機能、大学 IR 機能等を活用しながら情報の把握・分析・学内への提供を行うなど外部資金獲得の支援体制を強化する。(No. 65)

・【①-1】

No. 65 □ 東北大学 IR 室の体制を整備し、リサーチアドミニストレーター(URA)等と連携して多様な情報の効果的な把握・分析を行うとともに、産学連携機構の情報集約機能を強化し、学内への提供と学外への発信を実施する。

①-2 基金の充実

東北大学基金の恒久的な拡充を図るため、寄附者の意向と本学のビジョンに即した多様な寄附メニューの拡充及び全学的な募金推進基盤の強化をはじめとする戦略的・組織的なファンドレイジング活動を展開するとともに、東北大学校友会等との連携によりステークホルダーとの互恵的関係を強化する取組を拡充する。(No. 66)

・【①-2】

No. 66 □ 寄附者の意向と本学のビジョンに沿った多様な寄附メニューの開発及び寄附者の視点に立脚した全学的な基金体制の整備を行い、部局と連携したファンドレイジング活動を開始するとともに、東北大学校友会等との連携を図り、ステークホルダーに応じたセミナー等を企画・実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①-1 経費の節減の徹底

管理的経費の節減を徹底するため、事務体制の見直し、各種業務の改善、共同購入品目の拡大など業務運営の効率化を継続的に実施する。(No. 67)

・【①-1】

No. 67 □ 共同購入品目の拡大とそれによる経費の節減効果の検証を実施するとともに、電力モニタリングシステム等の活用による電力需給対策期間における電力使用量の節減を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 資産の効率的・効果的運用

新キャンパス整備事業等の進捗状況を踏まえた資金管理計画等に基づく安全性・効率性を考慮した適正な資金管理、取引金融機関等での競争入札実施による資金運用の拡大を図るとともに、保有する土地・建物の有効活用の推進策の策定、使用料金の見直し等による使用料収入額

の対平成 27 年度比 5 パーセント以上の増収など、資産の効率的・効果的な運用を行う。(No. 68)

・【①-1】

No. 68 □ 新キャンパス整備事業の収支計画等を勘案した資金管理計画に基づく適正な資金運用を実行するとともに、保有する土地・建物の利活用状況を確認・分析の上、第 3 期中期目標期中の使用料収入額の対平成 27 年度比 5 パーセント以上の増収達成に向けた活用推進策の策定、使用料金の見直し等を実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①-1 自己点検・評価等の充実

グローバルな視点で教育研究の質の向上、大学経営の改善等を図るため、適正な評価体制の下で、全学及び部局に係る自己点検・評価にあつては毎年度実施し、教員個人に係る評価にあつては部局で定期的実施するとともに、全学に係る機関別認証評価及び部局に係る外部評価を受審し、大学 IR 機能を活用して評価結果の検証及びフィードバック等を継続的に実施する。(No. 69)

・【①-1】

No. 69 □ 評価体制の点検を行い、全学及び部局に係る自己点検・評価にあつてはグローバルな視点で本学の強み・弱みに基づく評価指標を提示してそれを実施し、教員個人に係る評価にあつては基本事項の規程化等を行ってそれに基づき実施するとともに、大学 IR 機能の整備・強化との適切な連携の在り方を検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に係る目標を達成するための措置

①-1 情報の受け手に応じた効果的な情報発信の展開

社会への説明責任を果たすため、大学ポートレート、ウェブページ等を活用して大学の基本情報や研究・教育成果等の情報公開を促進するとともに、大学の認知度・社会的評価の向上を図るため、ウェブページ、広報誌、シンポジウム等の催事、ソーシャルメディア等の手段を駆使して「顔が見える大学」としての情報発信を実現する。(No. 70)

・【①-1】

No. 70 □ 大学ポートレート、ウェブページ、グッズ等を活用した情報公開・提供促進の施策を立案し、それを順次実施するとともに、国内外から「顔が見える大学」として必要な情報を選択し、それを発信するコンテンツと手段を組み合わせることで国内外に向けて発信し、その効果の検証を実施する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

①-1 知的交流と国際交流を促すキャンパス整備

世界をリードする研究拠点にふさわしい知的交流と国際交流を促すキャンパスとするため、東日本大震災の経験を活かして教育研究の継続性に配慮した災害に強い施設作りを行うとともに、緑豊かな景観と構内に残る歴史的建造物等を活かして学生・教職員・地域住民の学びと思索を促すキャンパス環境を整備する。平成 29 年度中の農学部・農学研究科の青葉山新キャンパス移転に向けた所要の施設整備については、着実に実施する。(No. 71)

・【①-1】

No. 71 □ 東日本大震災の経験を活かした災害に強い施設作りとして、星陵キャンパスの施設整備を着実に進めるとともに、各キャンパスの現況・特性を踏まえ、学生・教職員・地域住民の視点に立脚した整備計画の策定及びそれに基づく整備を順次進める。平成 29 年度中の農学部・農学研究科の青葉山新キャンパス移転に向けて研究棟・実験施設等の整備を完了する。

①-2 キャンパスの効率的かつ効果的な再生整備

持続可能なキャンパスとし、更なる高効率な活用及び施設設備の長寿命化を促進するため、施設設備に関する点検評価・教育研究ニーズに基づく計画的な整備、全学的な共同利用スペースの確保・運用及び研究設備の共同利用化などマネジメントを一層強化するとともに、第 3 期中期目標期間中に長寿命化を図る必要のある施設の再生整備を全て実施し、老朽改善を必要とする施設の割合を 25 パーセント以下とする。進行中の PFI (Private Finance Initiative) 事業については、着実に実施する。(No. 72)

・【①-2-1】

No. 72 □ 施設整備に関する点検評価・教育研究ニーズに基づく課題整理を行い、施設マネジメントに関する基本方針の策定に着手するとともに、長寿命化を図る必要のある施設の選定を行い、老朽改善を必要とする施設の割合を 25 パーセント以下とすることにに向けた実施計画を策定する。進行中の PFI (Private Finance Initiative) 事業については、着実に実施する。

2 環境保全・安全管理に関する目標を達成するための措置

①-1 環境保全・安全管理の充実

環境保全・安全管理文化の醸成と事故防止のため、関係法令等の周知、各種安全教育教材等の整備、環境・安全教育講習会の開催、法令・マニュアル等の英語化など全学的・組織的な取組を推進するとともに、東日本大震災による被害内容の調査分析結果等に基づき作成されたガイドラインによる転倒防止対策を確実に実施する。(No. 73)

・【①-1】

No. 73 □ キャンパスマスタープラン専門委員会報告に基づく環境負荷低減に向けた施策を立案し、それを実施するとともに、改正労働安全衛生法による化学物質に関するリスクア

セメント及びストレスチェックの実施義務化に対応する準備を計画的に行い、それを周知して実施する。

①-2 キャンパスの交通環境の整備

地下鉄東西線開業等に伴う交通環境の変化を踏まえ、学内バスの運行計画の再構築を行うなど安全で効果的な学内交通環境を整備する。(No. 74)

・【①-2】

No. 74 □ 地下鉄東西線(平成 27 年 12 月開業)の利用状況等を把握・分析の上、公共交通機関の利用促進に向けた施策を立案するとともに、学内バスの利用状況等を分析の上、その運行計画の見直しを行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

①-1 公正な研究活動の推進

公正な研究活動を推進するため、公正な研究活動の推進体制の下で、研究に携わる全構成員の研究倫理研修受講の義務付けなど全学的・組織的な取組を推進する。(No. 75)

・【①-1】

No. 75 □ 公正な研究活動の推進体制として教職協働型の組織を設置し、研究倫理教育の教材を開発してそれを実施するとともに、行動規範・ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、全学的・組織的取組の継続的な改善を進める。

①-2 適正な研究費の使用

研究費の適正な使用を遂行するため、適正な研究費の運営・管理体制の下で、不正使用防止計画に基づき、研究費の運営・管理に携わる全構成員のコンプライアンス教育受講の義務付け、取引業者との癒着を防止するための誓約書の徴取など全学的・組織的な取組を推進する。(No. 76)

・【①-2】

No. 76 □ 不正使用防止計画(平成 27 年度～30 年度)に基づく不正防止策を着実に実施し、特にコンプライアンス教育(研究費の適正管理)については、本学オリジナルの教材開発を行い、研究費の運営・管理に携わる全構成員の受講を促す方策を検討・実施して、受講・修了率 90%以上を目指す。

①-3 内部統制システムの構築・運用

個人情報保護の徹底及び財務・会計、法人文書管理をはじめとする業務の適正かつ効率的な運営を期するため、内部統制システムを整備し、継続的にその点検を行い、役職員への周知、研修の実施、必要な情報システムの更新等のリスク管理を実行するとともに、事案が発生した場合には、速やかな是正措置及び再発防止を講ずる。(No. 77)

・【①-3】

No. 77 □ 個人情報保護については、内部統制システムに即した規程の点検・見直しを行い、本学オリジナルのコンプライアンス教育(個人情報保護)の教材を開発するとともに、法人文書管理等については、内部統制システムに即した運用の点検・見直しを行い、既存のコンテンツを活用した教育研修を実施する。

①-4 危機管理体制の機能強化

不測の事態に対する危機管理体制の機能強化を図るため、東日本大震災の教訓を活かしたBCP(業務継続計画)の策定及び学内の防災システムの普及を進めるとともに、BCP(業務継続計画)に基づく防災訓練を毎年定期的実施する。(No. 78)

・【①-4】

No. 78 □ 本部におけるBCP(業務継続計画)を策定し、それに基づく防災訓練を実施するとともに、支部におけるBCP(業務継続計画)の策定支援、災害に対する備蓄態勢の整備などを進める。

4 情報基盤等の整備・活用に関する目標を達成するための措置

①-1 多様な教育研究活動等を支える情報基盤の活用充実と高度化

多様な教育研究活動等を支えるため、限られた大学資源の効率的・合理的運用を図りながら、情報基盤の活用・充実を進め、システム集約等による全学的最適化を推進するとともに、情報セキュリティ対策の高度化、学内高性能計算基盤群の連携強化及び利用環境の高度化等を進める。(No. 79)

・【①-1】

No. 79 □ 情報基盤整備の将来構想を策定するとともに、部局サーバ等の集約化や部局ネットワークのエッジルータの収容を進め、教職員グループウェア等を活用した情報セキュリティの高度化に向けた仕組みの整備を推進するほか、スーパーコンピュータ設備や共同研究体制の更なる強化施策の検討を開始する。

①-2 学術情報拠点としての図書館機能の活用

本学の学術情報拠点として、本館と分館との協働の下で、基盤的学術情報の整備、学習環境のサポート、貴重図書・資料の保存・発信、業務の効率化など図書館機能の活用を進める。(No. 80)

・【①-2】

No. 80 □ 電子ジャーナル等の購入の更なる最適化、全学教育及びグローバルラーニングセンターと連携した学習支援、アカデミック・サイエンスコモンズの整備、漱石文庫を活用した貴重資料の発信などを実施する。

5 大学支援者等との連携強化に関する目標を達成するための措置

①-1 地域住民等との協働の緊密化

東北大学の教職員・学生・地域住民等との協働の緊密化を図るため、本学の施設の一般開放・見学受入れの推進、東北大学校友会等のネットワークを活用した大学リソースの継続的な提供活動及び地域住民が大学運営に参画・支援できるシステムの構築を進める。(No. 81)

・【①-1】

No. 81 □ 本学の施設の一般開放・見学受入れの推進施策を立案・実施し、その利用者・訪問者の数を対前年度比で増加させることを目指すとともに、本学の歴史的資産等の活用方法及び地域住民等との協働プログラムの検討を開始する。

①-2 校友間の協働の緊密化

校友間の協働の緊密化を図るため、卒業生の所在情報の捕捉率を5割に引き上げるとともに、ホームカミングデーをはじめとする各種の交流会・懇談会を拡充するほか、ロゴマーク・学生歌・校友歌の普及、東北大学校友会の活性化などユニバーシティ・アイデンティティ活動を継続的に進める。(No. 82)

・【①-2】

No. 82 □ ホームカミングデーをはじめとする各種交流会や懇談会などの継続的实施、卒業生の所在情報の把握と情報更新を進めるとともに、必要に応じて事業内容等の改善・向上を行うほか、東北大学校友会とも連携し、各事業において校友歌の普及促進等を図るなど、ユニバーシティ・アイデンティティ活動を継続的に進める。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

11,400,876千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・雨宮地区（宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町10番3）92,746.19㎡の譲渡手続きを進める。
- ・旧名取ボート艇庫跡地（宮城県名取市下増田字屋敷10番1）1,863.00㎡を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・病院の施設整備及び病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・三条学生寄宿舎施設整備事業（PFI）	総額 5,040	施設整備費補助金 (1,867)
・星陵 加齢疾患モデル総合実験施設		船舶建造費補助金 (0)
・医病 中央診療棟		長期借入金 (3,039)
・医病 基幹・環境整備(中央監視設備等)		(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (134)
・青葉山 実験研究棟 I (工学系)		
・小規模改修		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設、設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

- (1) 優れた若手・女性・外国人研究者が活躍する研究基盤を構築するため、学内組織・資源を活用した任期制ポストへの登用等を推進する。
- (2) 大学の教育研究活動及び経営を担う人材の育成・高度化を目指して、研修内容の充実、人事マネジメントの改善等を図る。また、技術系研究支援者のキャリア形成を促進するため、専門分野間の技術交流等を推進する。
- (3) ワールドクラスの研究者や優れた人材を国内外から広く確保するため、適切な業績評価による処遇反映の仕組みの整備・活用、クロスアポイントメント制度の活用等を推進する。
- (4) 戦略的・機動的な大学経営と教育研究の高度化による更なる躍進のため、従来から取り組んでいる年俸制の適用率を拡大する等、人事・給与システムの弾力化を推進する。

(参考1) 平成28年度の常勤職員数 4,059人

(役員及び任期付職員を除く。)

また、任期付職員数の見込みを880人とする。

(任期付職員は、大学の教員等の任期に関する法律に基づくもの。)

(参考2) 平成28年度の人件費総額見込み 46,566百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	45,604
施設整備費補助金	3,790
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	12,985
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	134
自己収入	49,412
授業料、入学料及び検定料収入	9,513
附属病院収入	36,311
財産処分収入	0
雑収入	3,587
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	23,219
引当金取崩	640
長期借入金収入	3,039
貸付回収金	0
目的積立金取崩	1,553
出資金	700
計	141,075
支 出	
業務費	93,290
教育研究経費	60,292
診療経費	32,997
施設整備費	6,963
船舶建造費	0
補助金等	12,985
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	23,219
貸付金	0
長期借入金償還金	3,919
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	700
計	141,075

[人件費の見積り]

期間中総額46,566百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注)「施設整備費補助金」のうち、平成28年度当初予算額 1,867百万円、前年度よりの繰越額 1,923百万円。

注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額3,990百万円。

2. 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	137,737
経常費用	137,737
業務費	110,890
教育研究経費	24,620
診療経費	23,734
受託研究費等	13,969
役員人件費	182
教員人件費	26,456
職員人件費	21,929
一般管理費	2,725
財務費用	489
雑損	0
減価償却費	23,633
臨時損失	0
収入の部	138,544
経常収益	138,544
運営費交付金収益	43,202
授業料収益	9,057
入学金収益	1,327
検定料収益	221
附属病院収益	36,311
受託研究等収益	16,929
補助金等収益	9,697
寄附金収益	3,774
施設費収益	5
財務収益	9
雑益	3,579
資産見返運営費交付金等戻入	5,477
資産見返補助金等戻入	6,064
資産見返寄附金戻入	2,835
資産見返物品受贈額戻入	59
臨時利益	0
純利益	807
目的積立金取崩益	746
総利益	1,553

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	164,735
業務活動による支出	116,761
投資活動による支出	20,169
財務活動による支出	3,919
翌年度への繰越金	23,887
資金収入	164,735
業務活動による収入	127,145
運営費交付金による収入	45,604
授業料、入学金及び検定料による収入	9,513
附属病院収入	36,311
受託研究等収入	15,177
補助金等収入	12,985
寄附金収入	3,976
その他の収入	3,579
投資活動による収入	3,933
施設費による収入	3,924
その他の収入	9
財務活動による収入	3,039
前年度よりの繰越金	30,619

注) 前年度よりの繰越金には、奨学寄附金に係る繰越額(14,844百万円)が含まれている。

別表（収容定員）

学 部	文学部	人文社会学科	840人		
	教育学部	教育科学科	280人		
	法学部	法学科	640人		
	経済学部	経済学科	540人		
		経営学科	540人		
	理学部	数学科	180人		
		物理学科	312人		
		宇宙地球物理学科	164人		
		化学科	280人		
		地圏環境科学科	120人		
		地球惑星物質科学科	80人		
		生物学科	160人		
		医学部	医学科	785人	(うち医師養成に係る分野
	保健学科		576人		
	歯学部	歯学科	318人	(うち歯科医師養成に係る分野	318人)
	薬学部	創薬科学科	240人		
		薬学科	120人		
	工学部	機械知能・航空工学科	936人		
		情報知能システム総合学科	486人		
		電気情報物理工学科	486人		
化学・バイオ工学科		452人			
材料科学総合学科		452人			
建築・社会環境工学科		428人			
農学部		生物生産科学科	360人		
		応用生物化学科	240人		
研 究 科	文学研究科	文化科学専攻	112人	うち前期課程	64人
				後期課程	48人
	教育学研究科	言語科学専攻	49人	うち前期課程	28人
				後期課程	21人
		歴史科学専攻	75人	うち前期課程	42人
				後期課程	33人
	人間科学専攻	77人	うち前期課程	44人	
			後期課程	33人	
	教育学研究科	総合教育科学専攻	120人	うち前期課程	72人
				後期課程	48人
	法学研究科	教育設計評価専攻	20人	うち前期課程	14人
				後期課程	6人
法政理論研究専攻		80人	うち前期課程	20人	
			後期課程	60人	
総合法制専攻（専門職学位課程）	150人	うち法科大学院課程	150人		
公共法政策専攻（専門職学位課程）	60人	うち専門職学位課程	60人		

経済学研究科	経済経営学専攻	160人	うち前期課程	100人
			後期課程	60人
理学研究科	会計専門職専攻（専門職学位課程）	80人	うち専門職学位課程	80人
	数学専攻	130人	うち前期課程	76人
			後期課程	54人
	物理学専攻	320人	うち前期課程	182人
			後期課程	138人
	天文学専攻	30人	うち前期課程	18人
			後期課程	12人
	地球物理学専攻	91人	うち前期課程	52人
			後期課程	39人
	化学専攻	231人	うち前期課程	132人
			後期課程	99人
	地学専攻	112人	うち前期課程	64人
			後期課程	48人
医学系研究科	医科学専攻	580人	うち修士課程	60人
			博士課程	520人
	障害科学専攻	89人	うち前期課程	56人
			後期課程	33人
	保健学専攻	78人	うち前期課程	48人
			後期課程	30人
	公衆衛生学専攻	20人	うち修士課程	20人
歯学研究科	歯科学専攻	180人	うち修士課程	12人
			博士課程	168人
薬学研究科	分子薬科学専攻	68人	うち前期課程	44人
			後期課程	24人
	生命薬科学専攻	94人	うち前期課程	64人
			後期課程	30人
	医療薬学専攻	16人	うち博士課程	16人
工学研究科	機械システムデザイン工学専攻	66人	うち前期課程	40人
			後期課程	26人
	機械機能創成専攻	52人	うち前期課程	42人
			後期課程	10人

ナノメカニクス専攻	64 人	うち前期課程	46 人
		後期課程	18 人
ファインメカニクス専攻	56 人	うち前期課程	45 人
		後期課程	11 人
航空宇宙工学専攻	127 人	うち前期課程	92 人
		後期課程	35 人
量子エネルギー工学専攻	109 人	うち前期課程	76 人
		後期課程	33 人
電気エネルギーシステム専攻	88 人	うち前期課程	64 人
		後期課程	24 人
通信工学専攻	86 人	うち前期課程	62 人
		後期課程	24 人
電子工学専攻	147 人	うち前期課程	102 人
		後期課程	45 人
応用物理学専攻	97 人	うち前期課程	64 人
		後期課程	33 人
応用化学専攻	76 人	うち前期課程	52 人
		後期課程	24 人
化学工学専攻	89 人	うち前期課程	68 人
		後期課程	21 人
バイオ工学専攻	53 人	うち前期課程	38 人
		後期課程	15 人
金属フロンティア工学専攻	73 人	うち前期課程	52 人
		後期課程	21 人
知能デバイス材料学専攻	104 人	うち前期課程	74 人
		後期課程	30 人
材料システム工学専攻	84 人	うち前期課程	60 人
		後期課程	24 人
土木工学専攻	122 人	うち前期課程	86 人
		後期課程	36 人
都市・建築学専攻	114 人	うち前期課程	90 人
		後期課程	24 人
技術社会システム専攻	81 人	うち前期課程	42 人
		後期課程	39 人
バイオロボティクス専攻	53 人	うち前期課程	35 人
		後期課程	18 人

	ロボティクス専攻	53人	うち前期課程 後期課程	42人 11人
農学研究科	資源生物学専攻	111人	うち前期課程 後期課程	72人 39人
	応用生命科学専攻	109人	うち前期課程 後期課程	70人 39人
	生物産業創成科学専攻	109人	うち前期課程 後期課程	76人 33人
国際文化研究科	国際地域文化論専攻	11人	うち後期課程	11人
	国際文化交流論専攻	16人	うち後期課程	16人
	国際文化言語論専攻	11人	うち後期課程	11人
	国際文化研究専攻	102人	うち前期課程 後期課程	70人 32人
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	109人	うち前期課程 後期課程	76人 33人
	システム情報科学専攻	107人	うち前期課程 後期課程	74人 33人
	人間社会情報科学専攻	90人	うち前期課程 後期課程	60人 30人
	応用情報科学専攻	100人	うち前期課程 後期課程	70人 30人
生命科学研究科	分子生命科学専攻	97人	うち前期課程 後期課程	58人 39人
	生命機能科学専攻	127人	うち前期課程 後期課程	76人 51人
	生態システム生命科学専攻	129人	うち前期課程 後期課程	78人 51人
環境科学研究科	環境科学専攻	27人	うち後期課程	27人
	先進社会環境学専攻	106人	うち前期課程 後期課程	80人 26人
	先端環境創成学専攻	160人	うち前期課程 後期課程	120人 40人

医工学研究科	医工学専攻	92 人	うち前期課程	62 人
			後期課程	30 人
教育情報学教育部	教育情報学専攻	39 人	うち前期課程	24 人
			後期課程	15 人